

群馬県認定こども園認定要綱

第1 趣旨

この要綱は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）並びにこれに基づく施行規則（平成18年文部科学省・厚生労働省令第3号。以下「省令」という。）、群馬県認定こども園の認定基準に関する条例（平成18年群馬県条例第59号）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成18年群馬県規則第99号。以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 認定の申請

- (1) 法第4条に規定する認定の申請は、認定こども園認定申請書（様式第1号）により、認定を受けようとする日の3月前までに行わなければならない。
- (2) (1)の申請について知事は、必要に応じ所属職員をして、当該施設につき実地調査を行い、申請内容の事実確認を行う。
- (3) (1)の申請について知事は、当該施設の所在する市町村に対して申請書に記載されている事項について協議を行う。
- (4) 当該申請者が市町村である場合には、(3)の協議を要しない。
- (5) (1)の申請について、群馬県子ども・子育て支援制度推進委員会認定こども園部会で審査する。
- (6) (1)の申請について適当であると認めるときは、認定を決定し、これを認定こども園認定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

第3 認定の更新

- (1) 法第5条第2項に規定する認定の有効期間の更新の申請は、認定こども園有効期間更新申請書（様式第3号）により期間の満了する日の30日前までに行わなければならない。
- (2) (1)の申請について知事は、当該施設の所在する市町村に対して更新の妥当性について意見を聴くことができる。
- (3) (1)の申請について知事は必要な審査を行い、更新を許可するときは認定こども園認定更新許可書（様式第4号）により当該申請者に通知する。
- (4) 当該申請者が市町村である場合には(2)の意見聴取を要しない。

第4 変更の届出

- (1) 法第29条に規定する変更の届出は、認定こども園変更届（様式第5号）により、原則として変更しようとする日の30日前までに行わなければならない。

- (2) 第2(3)により当該施設の所在する市町村に意見聴取をした事項の変更届を受けた知事は、当該市町村に当該事項について意見を聴くことができる。

第5 軽微な変更の範囲

- (1) 省令第28条第1項に規定する保育を必要とする子ども及び必要としない子どもの受入枠の変更のうち知事が定める数は10名とする。ただし、幼稚園の収容定員又は保育所等の入所定員の変更を伴うものは除く。
- (2) 省令第28条第2項の規定による教育保育概要のうち知事が定める事項は、施設の概要とする。

第6 認定の取消

- (1) 法第7条に規定する認定の取消を行うときは、知事は当該施設の所在する市町村に取消の妥当性について意見を聞くことができる。
- (2) (1)の取消について、知事は必要な審議を行い、取消を決定した時は認定こども園認定取消通知書(様式第6号)により、当該施設の設置者に通知する。
- (3) 当該施設の設置者が市町村である場合には(1)の意見聴取を要しない。

第7 報告の徴収等

- (1) 法第30条に規定する報告は認定こども園運営状況報告書(様式第7号)により、必要な書類を添付して、5月末日までに行わなければならない。
- (2) (1)の報告は毎年5月1日時点の状況を報告するものとする。
- (3) (1)の報告について、知事は必要に応じ所属職員をして実地調査を行い、報告内容の事実確認を行う。
- (4) 省令第29条第2項の規定による認定要件に適合していることを確認するために必要な事項として知事が定める事項は、以下に掲げる事項とする。
- ア 職員配置
 - イ 職員資格
 - ウ 施設設備
 - エ 教育及び保育の内容
 - オ 職員の資質向上等
 - カ 子育て支援
 - キ 管理運営
 - ク その他知事が必要と認める事項
- (5) 省令第29条第3項の規定による教育保育概要を確認するために必要な事項として知事が定める事項は、以下に掲げる事項とする。
- ア 教育及び保育の目標並びに主な内容

- イ 子育て支援事業
- ウ 園児の一日の活動内容
- エ 利用料
- オ 施設の概要（職員配置、施設設備等の概要、学級数）

第8 廃止及び休止

- (1) 規則第5条に規定する廃止及び休止は認定こども園廃止申請書（様式第8号）及び認定こども園休止申請書（様式第9号）により、廃止又は休止しようとする日の30日前までに行わなければならない。
- (2) (1)の申請は認定こども園機能のみの廃止及び休止に係るものであり、施設自体を廃止又は休止する場合は、この申請書の提出は要しない。
- (3) (1)の申請について適当であると認め、規則第5条の規定により許可をするときは、認定こども園廃止許可書（様式第10号）及び認定こども園休止許可書（様式第11号）により申請者に通知する。

第9 情報の提供等

- (1) 法第28条第1項（認定）、第29条第2項（変更）及び第7条第2項（取消）の規定による利用者への周知は県ホームページ等により行うものとする。
- (2) (1)の事項について、知事は当該施設の所在する市町村に対して必要な情報を提供する。

第10 提出部数

第2に係る書類の提出部数は4部とし、第3から第8までに係る書類の提出部数は1部とする。

附則

この要綱は、平成18年12月27日から施行する。

附則

この要綱は、法の施行日から施行する。

ただし、第2及び第10の規定は、平成26年11月25日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。